

使用料・手数料等の適正化に関する基本方針について (令和7年度改訂版) 概要

西東京市 企画政策課

本方針は、市が徴収する使用料及び手数料を適用範囲とする。
使用料・手数料は、利益を受ける者がその給付に対して負担するものであり、
給付と負担との間に対価関係がある点で非対価性に特質がある租税とは異なる。

- ・ 使用料…行政財産の目的外使用や公の施設の利用に対して徴収するもの(地方自治法第225条)
- ・ 手数料…特定の者に提供される事務についてその対価として徴収するもの(同法第227条)

【除外されるもの】

- ア 政令等に定めがあるもの
国の政令や東京都の条例等により料金又は料金の基準が定められているものについては、原則として政令等に従うものとする。
- イ 本来の施設提供の目的外利用に係るもの
行政財産の目的外利用に関する使用許可(同法第238条の4第7項)に基づく行政財産の使用に伴う施設使用料や、道路占用料、公園占用料等については、土地や建物の市場価格を参考に算出するなどして料金を設定する。
- ウ 公営企業に関するもの
下水道事業は、公共性と共に経済性を発揮しながら運営する必要があるため、独自の基準によって料金を設定する。
- エ 建築基準法に基づく事務に係る手数料
建築基準法に基づく事務に係る手数料は、広域的な観点での料金設定が求められるため、他自治体と統一的な料金を設定する。

行政サービスの財源は、主に租税ですが、特定の人が利用して利益を受けるサービスについては、地方自治法により、使用料等の徴収が認められています。その際、「特に利益を受ける者から、その受益の限度において」負担を求めることとされており、受益に見合った適正な料金を定める必要があります。このため方針に基づき料金の適正化を図ります。

受益者負担の原則

特定の人が利益を受けるサービスについては、その費用を利用者に負担してもらうという考え方です。

受益者負担の3つの根拠

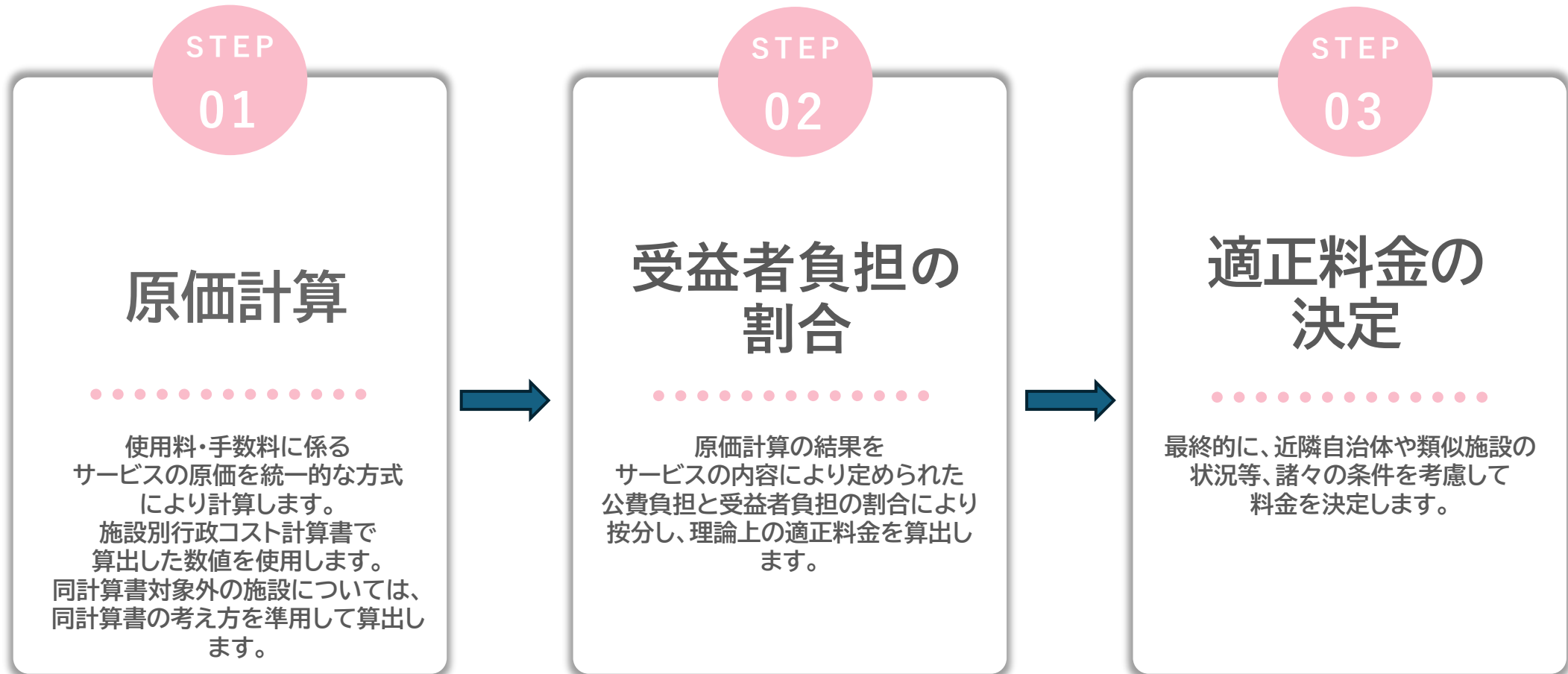
01 負担の公平性

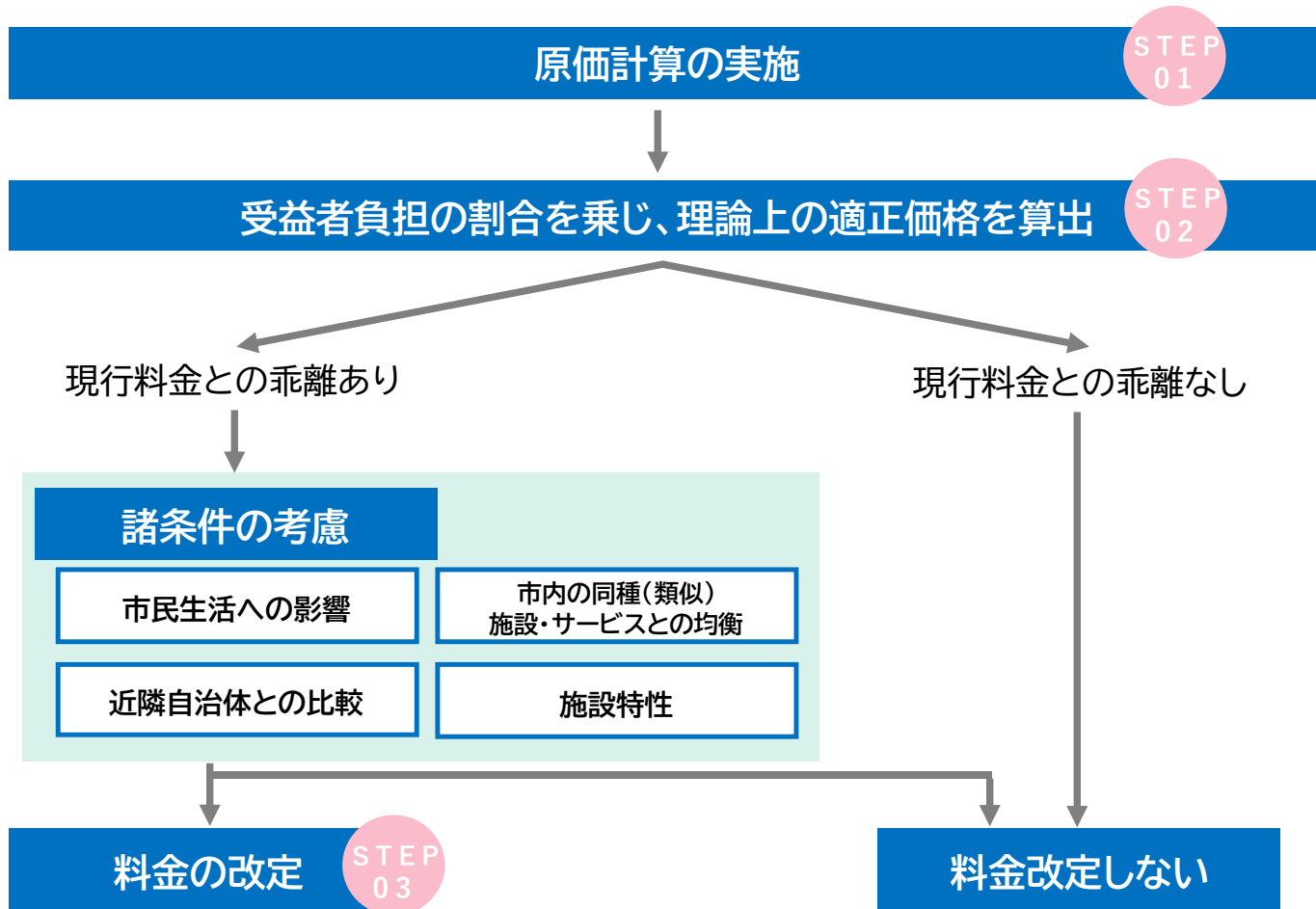
03 租税負担の減少
自主財源の確保

02 資源配分の適正化

ただし、次に該当する場合は、例外的に受益者負担の導入又は改定を見送ります。

- ・政策的に配慮すべきもの
- ・事業廃止となるもの
- ・原価(理論上の適正対価)と現行料金を比べて乖離が小さいもの
- ・実績件数の変動が大きいことから原価も大きく変動するもの
- ・実績が少なく、適正な原価計算が困難なもの





01

原価計算により算出したサービスに係る原価を受益者負担の割合に当てはめることで理論上の適正料金を求めることができます。

02

最終的な料金決定
市民生活への影響、市内の同種(類似)施設・サービスとの均衡、近隣自治体との比較、等を考慮することとします。

03

施設使用料の適正料金の決定
各施設の設置目的、管理運営についての考え方、施設・設備の立地条件、規模、老朽度合等を総合的に勘案し、適正料金を決定します。
施設特性等に応じ、曜日・時間別の料金設定や、市民以外の利用者の料金設定、営利を目的とした利用の料金設定等を行うことができることとします。

原価に含まれる主な費用項目(行政コスト)

項目	説明
人件費	
職員給与費	施設の運営・維持にかかわる職員数(人工)に、平均給与を掛けて算出 ※間接的人件費を含む。
退職手当引当金繰入額	—
その他	会計年度任用職員報酬・時間外手当など
物件費等	
物件費	報償費、光熱水費、消耗品費、委託料、リース料など
維持補修費	施設や付帯設備に係る修繕及び工事など ※60万円以上の修繕料は資産となるため対象外
減価償却費	有形固定資産の減価償却費(建物・工作物・物品)
その他	—
その他業務費用	
支払利息	市債の公債費利子等
その他	火災等保険料、傷害・賠償保険料

施設使用料の算出パターン

01

特定の利用者が一定の時間、施設の全部又は一部を占有する場合(貸室など)

1㎡・1時間あたりのコストを計算し、貸出面積と時間をかけて算出します。

$$\text{使用料原価} = (\text{1㎡あたり行政コスト}^* \div \text{年間使用可能時間}) \times \text{貸出面積} \times \text{貸出時間}$$

02

不特定多数の利用者が一定の時間、施設の全部又は一部を共用する場合(プールなど)

施設全体にかかるコストを、年間の利用者数で割って1人あたりの原価を算出します。

$$\text{使用料原価} = \text{行政コスト}^* \div \text{年間利用者数}$$

各公共施設が提供するサービスを性質に応じ、「選択性(公共性や日常生活上の必要性の強弱)」と「市場性(民間サービスの有無)」の2つの基準を組み合わせて9区分に分類し、負担割合を定めます。

□ 選択性に関する基準

区分	性質	例
高	特定の目的を持った市民が利用するサービス	テニスコート・野球場など
中	市民が多様な目的で利用できるサービス	会議室・多目的室など
低	市民生活に密着した基礎的なサービス	図書館など

□ 市場性に関する基準

区分	性質	例
高	民間でも広く提供されており、行政と民間が競合するサービス	駐車場など
中	民間では提供されにくく、一定の公共性を有するサービス	会議室など
低	民間では提供されておらず、主として行政が提供すべきサービス	公園など

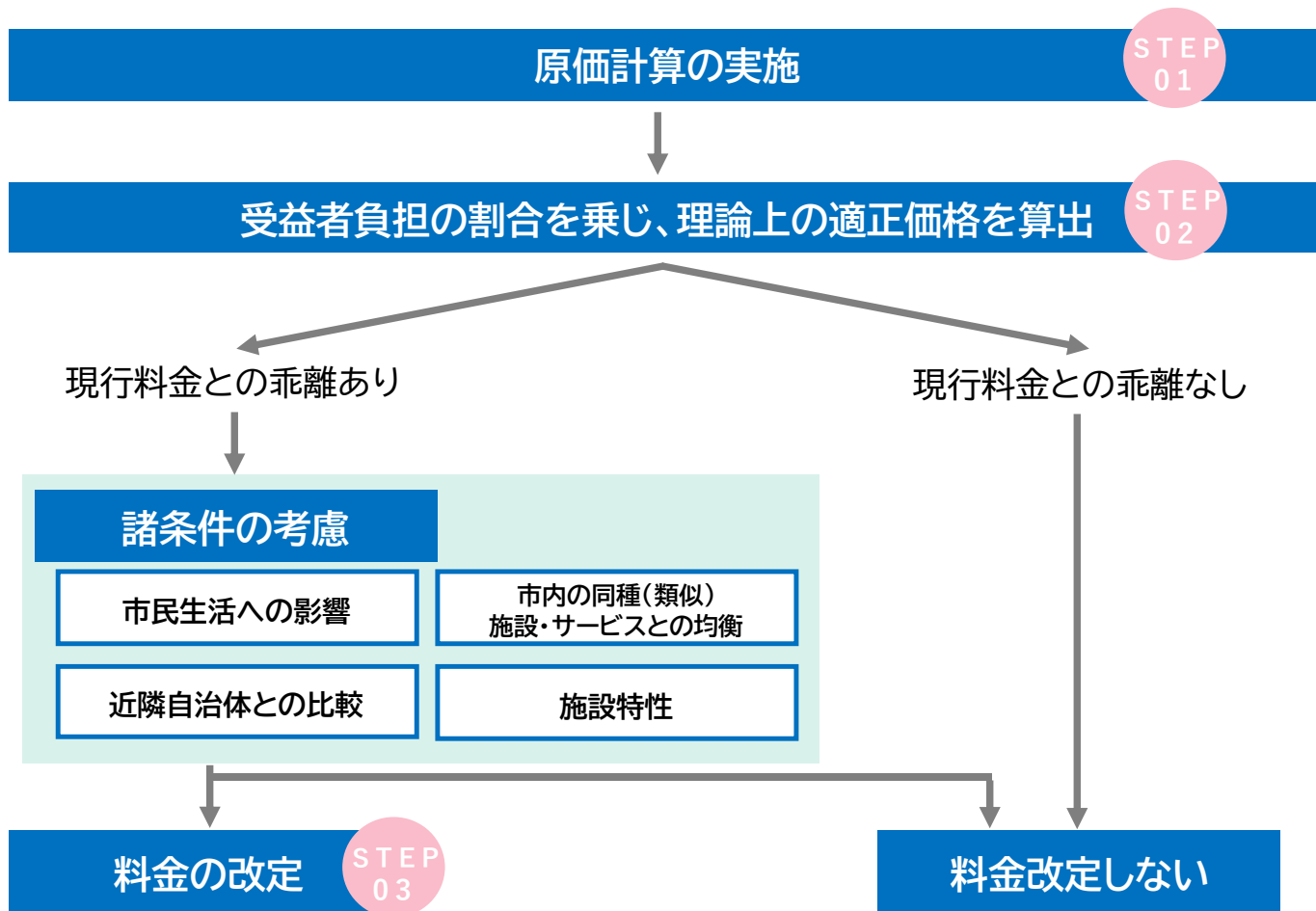
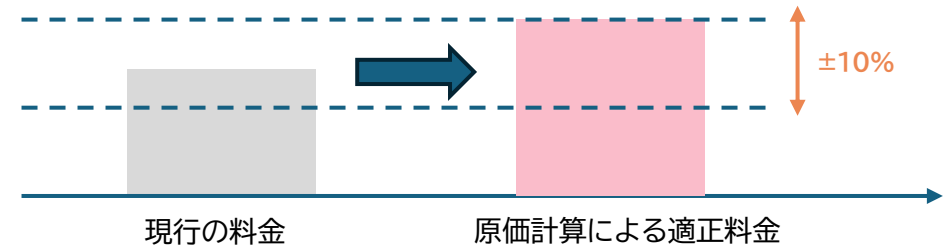
□ サービス機能の位置づけ

各公共施設が提供するサービス機能を、次のとおり性質別分類表に位置付ける。

高	① 受益者負担 50% 公費負担 50%	② 受益者負担 70% 公費負担 30%	③ 受益者負担 100% 公費負担 0%
			◇ 駐車場
	④ 受益者負担 30% 公費負担 70%	⑤ 受益者負担 50% 公費負担 50%	⑥ 受益者負担 70% 公費負担 30%
市場性		◇ 会議室 ◇ 教室 ◇ 多目的室	◇ テニスコート ◇ プール ◇ トレーニング室 ◇ 音楽練習室 ◇ 夜間照明設備
	⑦ 受益者負担 0% 公費負担 100%	⑧ 受益者負担 30% 公費負担 70%	⑨ 受益者負担 50% 公費負担 50%
低	◇ 公園		◇ ホール・リハーサル室 ◇ 体育室・体育館 ◇ グラウンド・校庭 ◇ 武道場
	低	← 選択性 →	高

当該施設の本来目的以外での利用(目的外利用)や本来の利用対象者以外の者が施設を利用する際の受益者負担の割合については、原則として、通常の割合より1区分高い割合を採用します。

原価計算結果から算出する適正適正料金と条例で定める料金に乖離が生じる場合は、各サービス機能に応じた受益者負担割合の「±10%」を適正範囲とします。

STEP
02適正料金: サービス機能に応じた
受益者負担±10%

01

原価計算により算出したサービスに係る原価を受益者負担の割合に当てはめることで理論上の適正料金を求めることができます。

02

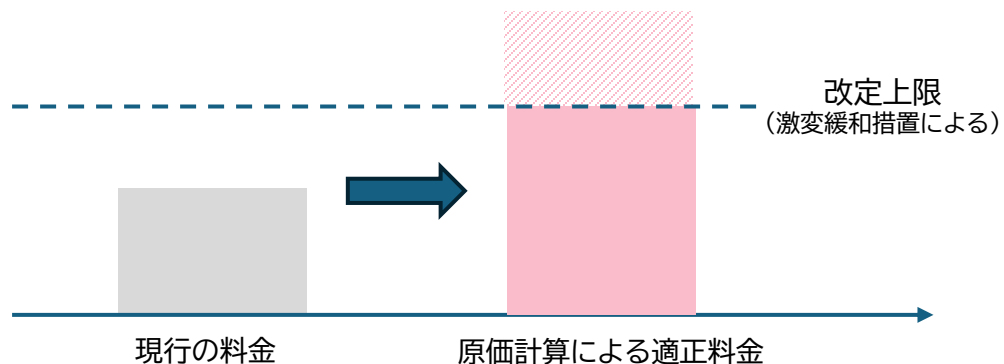
最終的な料金決定
市民生活への影響、市内の同種(類似)施設・サービスとの均衡、近隣自治体との比較、等を考慮することとします。

03

施設使用料の適正料金の決定
各施設の設置目的、管理運営についての考え方、施設・設備の立地条件、規模、老朽度合等を総合的に勘案し、適正料金を決定します。
施設特性等に応じ、曜日・時間別の料金設定や、市民以外の利用者の料金設定、営利を目的とした利用の料金設定等を行うことができることとします。

激変緩和措置とは

算出された理論上の適正料金と現行料金に大きな乖離がある場合、一気に値上げを行うと市民生活への影響が大きくなります。そのため、現行料金に応じて「改定上限率」を設定し、段階的な見直しを行います。



激変緩和措置(改定上限率の設定)

現行料金 1,000円未満	上限1.5倍
現行料金 1,000円～3,000円	上限1.4倍
現行料金 3,000円～10,000円	上限1.3倍
現行料金 10,000円以上	上限1.2倍

減免はあくまで政策的で例外的な措置であることを踏まえ、その適用については、真にやむを得ないものに限定します。(受益者負担の徹底)。
減免基準については、利用者を以下のように「団体利用」と「個人利用」に区分し、利用区分に応じて設定します。

01 団体利用

- ① 市、教育委員会が主催又は共催で使用する場合は、特定施設を除き、免除とします。
- ② 当該施設の管理運営団体が当該施設を公共目的で利用する場合は、原則として免除とします。
- ③ 市内の市立小中学校や市内の特別支援学校が教育目的で利用する場合は、免除とします。
- ④ 市、教育委員会が認める各種の団体が当該施設の利用目的に即し、公的な理由(広く一般に向けた催しの開催等)で使用する場合は、減額とします。
- ⑤ 市立小中学校や市内の特別支援学校を除く市内の学校が教育目的で利用する場合は、減額とします。
- ⑥ 構成員の半数以上が障害者の団体が利用する場合は、減額とします。
- ⑦ 構成員の半数以上が18歳以下の団体が利用する場合は、減額とします。

02 個人利用

- ① 生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けている者が利用する場合は、免除とします。
- ② 障害者(介助者1名を含む)が利用する場合は、減額とします。

03 団体利用

- ① 01、02に定める減免以外に、特に必要と認める事由がある場合は、西東京市使用料等審議会に諮り、意見を求めた上で、別途定めることができます。
- ② その他、市長又は教育委員会が特に必要と認める急な事由がある場合は、真にやむを得ないものに限定し、その事由を明確にした上で、減免することができます。

01 なぜグループ化が必要か？

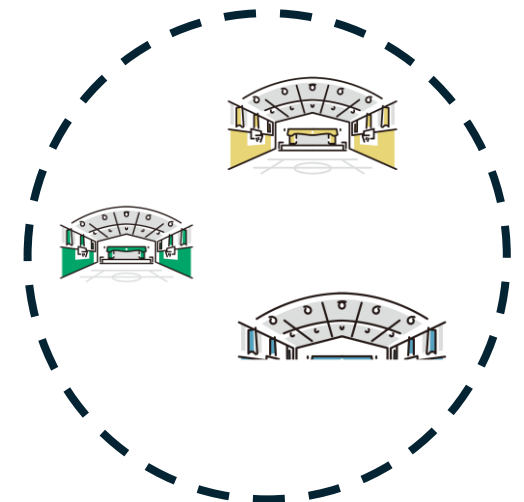
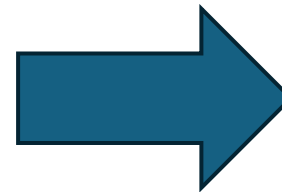
施設全体の規模等により、原価計算に用いる物件費等の金額が異なるため、同種・同規模のサービス機能であっても、施設ごとに使用料に差が生じる可能性があります。

02 グループ化による原価の統一(公平性の確保)

利用者の負担の公平性を確保するため、以下の例のような同程度の設備を有し、同様の用途で使用されるサービス機能については、費用算定項目を合算し、まとめて平均的な原価計算を行います。

グループ化する施設分野及びサービス機能の例

- ・屋外スポーツ施設(グラウンド等)
- ・屋内スポーツ施設(体育館等)
- ・文化施設(会議室、多目的室等)
- ・小学校・中学校(会議室、体育館等)

施設A
(高原価)施設B
(標準原価)施設C
(低原価)

統一原価

原価に含まれる主な費用項目

項目	説明
人件費	サービスの提供に直接従事する職員(会計年度任用職員を含む。)に要する経費
物件費	
需用費	消耗品費、印刷製本費等
委託料	証明書発行機器などの保守委託料等
使用料及び賃借料	証明書発行機器などのリース料等
その他費用	上記に該当しない経費で、サービスの提供に必要なもの
減価償却費	サービスの提供に使用する備品等の減価償却費

費用算定方法

サービスの提供に直接従事する職員の人件費(標準処理時間から算出)、物件費、備品等の減価償却費を対象に原価を計算します。

$$\text{事務手数料原価} = \{ \text{人件費(1分あたり)} \times \text{サービス提供に要する時間} \} + \{ \text{物件費(1件あたり)} + \text{減価償却費(1件あたり)} \}$$

$$\text{一般廃棄物処理手数料原価} = (\text{人件費} + \text{物件費} + \text{組合分担金} + \text{減価償却費}) \div \text{年間処理量}$$

01 受益者負担の割合

特定の者の利益のために発生した事務にかかる経費であるため、受益者が「100%」負担となります。

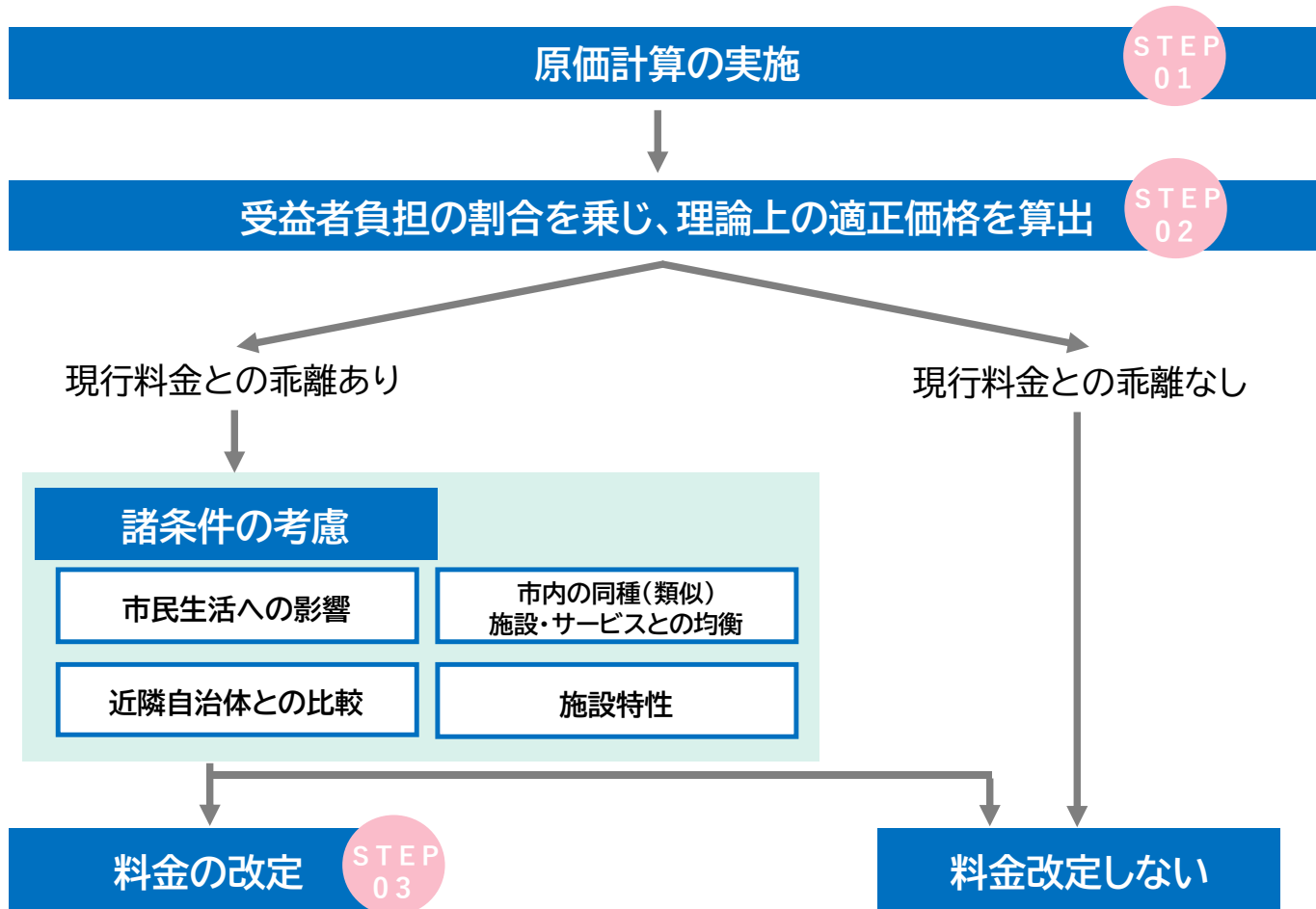
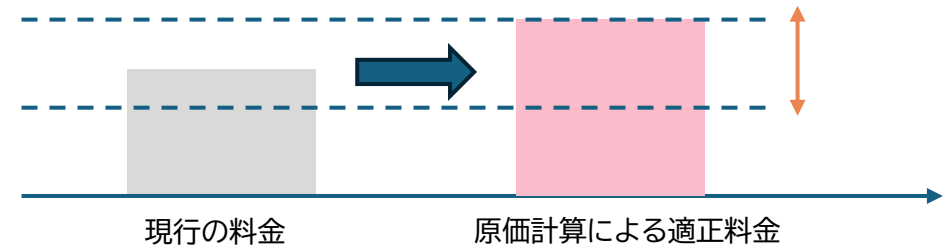
[例外的な負担割合]

一般廃棄物処理手数料(指定収集廃棄物)は、市民生活に密着した基礎的なサービスであることから、例外として、受益者負担の割合を「30%」と定めています。

02 受益者負担割合の適正範囲

原価計算結果から算出する適正適正料金と条例で定める料金に乖離が生じる場合は、原価計算の「70%から150%まで」を適正範囲とします。

手数料の減免については、受益者負担の原則の例外として、条例等で定めた上で行います。
(西東京市手数料条例第5条、西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第24条等)

STEP
02適正料金: サービス機能に応じた
受益者負担70%~150%

01

原価計算により算出したサービスに係る原価を受益者負担の割合に当てはめることで理論上の適正料金を求めることができます。

02

最終的な料金決定
市民生活への影響、市内の同種(類似)施設・サービスとの均衡、近隣自治体との比較、等を考慮することとします。

01 見直しの終期

- ・使用料・手数料については原課との乖離が著しいなど特別な場合(※)を除き、原則として、4年ごとに見直し作業を行います。
 - ・ただし、施設の管理運営に指定管理者制度を導入するなど特別な事情がある場合は、指定管理期間等を考慮し、別途定めます。
- ※毎年度実施する原価計算結果のモニタリング(後述)において、本方針で定める受益者負担割合の適正範囲(施設使用料±10%、事務手数料原価計算の70%~150%)を新たに超えた場合について、原則としてその次年度に見直しを検討します。

02 原価計算結果のモニタリング

- ・使用料・手数料が適正な範囲にあるかを確認するため、担当課は毎年度原価計算を実施し、その結果を企画政策課に報告します。

03 使用料審議会への諮問

- ・使用料・手数料の適正化の検討は、本方針に従い、担当課において遺漏のないよう個別に対応し、使用料等審議会に諮ります。ただし、使用料等審議会条例において適用外となっている事項は除きます。
- ・なお、西東京市手数料条例に規定する各手数料徴収事務は、複数の課が担当していることから、企画政策課と関係各課が連携して対応します。
- ・使用料・手数料以外の受益者負担に係る事項は本方針の内容に踏まえ、担当課において適切に対応します。